

みなと VISA カード個人会員規約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>みなとVISAカード&みなとマスターカード会員規約</p> <p>第1部 一般条項</p> <p>第2章 カードの管理</p> <p>第14条（カード利用の一時停止等） （略）</p> <p><u>9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</u></p> <p>第3章 カード利用代金等の決済方法</p> <p>第16条（代金決済口座及び決済日） （略）</p> <p>4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第38条に定めるキャッシングリボ返済元金及び第43条に定める海外キャッシュサービスの返済元金<u>について</u>本条第1項で本会員が指定する決済口座からの口座振替、引落としまたは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第9条第6項に定める未決済残高から減算しないものとします。</p> <p>第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等</p> <p>第21条（期限の利益の喪失） （略）</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合及び第22条第1項の規定（但し、第22条第1項第<u>6号・第7号・第8号</u>の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る債務を除く当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支</p>	<p>みなとVISAカード&みなとマスターカード会員規約</p> <p>第1部 一般条項</p> <p>第2章 カードの管理</p> <p>第14条（カード利用の一時停止等）</p> <p>第3章 カード利用代金等の決済方法</p> <p>第16条（代金決済口座及び決済日） （略）</p> <p>4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第38条に定めるキャッシングリボ返済元金及び第43条に定める海外キャッシュサービスの返済元金<u>は</u>、本条第1項で本会員が指定する決済口座からの口座振替、引落としまたは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第9条第6項に定める未決済残高から減算しないものとします。</p> <p>第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等</p> <p>第21条（期限の利益の喪失） （略）</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合及び第22条第1項の規定（但し、第22条第1項第<u>7号または第8号</u>の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る債務を除く当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支</p>	<p>（追加）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p>

みなと VISA カード個人会員規約新旧対照表

改定後						改定前						備考欄
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法（振込手数料はご負担いただきます）	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	いただきます)						(変更)
当社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	当社へ現金を持参して返済する方法	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	
(略) <u>(2023年10月改定)</u>						(略) <u>(2022年4月改定)</u>						